

山形市と株式会社中広ワークインとの 包括連携に関する協定書

山形市（以下「甲」という。）と株式会社中広ワークイン（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が、緊密な相互連携と協働による活動を実施することにより、人手不足対策や雇用の創出等、甲における地域課題の解決及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携及び協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、及び協力する。

- (1) 人手不足対策、雇用の創出等の地域課題の解決に関すること。
- (2) 市民サービスの向上に関すること。
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事項

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に推進するため、当該事項の実施について協議を行うものとする。この場合において、具体的な実施内容については、甲及び乙が合意の上、決定する。

（情報保護）

第3条 甲及び乙は、前条第1項各号に掲げる事項の実施に当たり、相手方から知り得た秘密情報（公知の情報を除く。）を第三者に開示し、若しくは漏えいしてはならず、又はこの協定の目的以外の目的に利用してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合又は法令の規定により開示を求められた場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、この協定の終了後においても効力を有する。

（協定期間）

第4条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和9年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに甲又は乙のいずれからも書面による終了の意思表示がない場合は、この協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協定の変更及び解除)

第5条 甲又は乙のいずれかがこの協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、その都度甲乙協議の上、この協定の内容の変更又は解除を行うものとする。

(疑義の協議)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、取り決めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和8年3月10日

甲 山形市旅籠町二丁目3番25号
山形市
山形市長 佐藤 孝弘

乙 宮城県仙台市若林区舟丁18番地の2
株式会社中広ワークイン
代表取締役 若松 英洋